

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年1月24日

五條市長 太田好紀

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五條市	南宇智地区(丹原町集落)	令和4年1月24日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.1 ha
(備考) アンケート結果 ・本地区においても、徐々に高齢化が進んでおり、農業所有者の48%が70歳以上となる。 ・全年齢で、農業経営者について目途がついていない農家が64%である。70歳以上においては、50%となる。 ・今後耕作を行っている農地については、拡大(0%)を考えている農家はなく、現状維持(32%)もしくは縮小、貸したい(40%)と考えている農業者が多数を占めている。 ・貸し付けについては、中間管理機構を利用したい(36%)したくない(4%)分からない(48%)となっている。 ・10年後の良好な地域農業を行うために必要な主なものとして、地域農業の担い手の育成(21%)営農組織の育成(17%)農業への新規参入者の推進と育成(12%)有害鳥獣対策の充実(12%)などが考えられている。	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は2.1haで、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、11.6haと多くなっており、今後9.5haの農地を集約させる必要があるが、新たな農地の受け手として集落営農を設立しており今後は集落営農組織及び中心経営体にて農地の引受を行う。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田及び畑は、集落営農組織や中心経営体が担い、樹園地利用については中心経営体が担っていくほか、新規就農者の受入れを促進することに対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	9人		12.9 ha		15.0 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

集落営農組織の法人化を行い、法人への農地集積を行う。
基盤整備事業が進行中の為、集約化に向けた調整を進める。
集落営農組織の経営安定化に向けて、米・麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い高収益作物の生産に取り組む。